

平成24年10月29日

## 第43回都市計画審議会議事録

足立区役所 特別会議室（中央館8階）

#### 第43回足立区都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成24年10月29日(月)

午後2時00分開会

午後3時44分閉会

2. 場 所 足立区役所 災害対策本部室(特別会議室)(中央館8階)

3. 出席委員

(1) 委員現在数 21名

(2) 出席委員数 20名

長塩英治(会長) 野沢太三(会長職務代理者)

根上彰生(委員) 柳沢厚(委員)

渡辺ひであき(委員) 鴨下稔(委員)

きじまてるい(委員)

有馬康二(委員) 鈴木輝夫(委員)

佐々木正一(委員) 青木榮(委員)

宮崎十三(委員) 岡田英樹(委員)

小野稚子(委員) 古庄孝夫(委員)

板谷和也(委員) 榎本憶人(委員)

直江なおみ(委員)

袋野正樹(臨時委員) 鈴木和雄(臨時委員)

4. 出席専門委員

石川義夫 工藤信 岡野賢二

石居聡 斑目好一 服部仁

5. 出席幹事

土田浩己 真鍋兼 佐々木拓

田中靖夫 成井二三男

6. 出席説明者

長島みどり推進課長 杉岡産業振興課長

7. 事務局等出席者

宇田川 林田 白倉 松井 加藤 中澤

大竹 國井 近藤 堀 桜井 関谷 和田

8. 議 事

(1) 審議事項5件

(2) 報告事項3件

9. 議 題

第1号議案 東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画の変更(足立区決定)について

第2号議案 東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)について[東京都からの意見照会]

第3号議案 東京都市計画高度地区の変更(足立区決定)について

第4号議案 東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について

第5号議案 東京都市計画下水道の変更(東京都決定)について[東京都からの意見照会]

報 告

1) 東京都市計画公園の変更について

2) 六町地区地区計画の変更について

3) 生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について

10. 議事の経過

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名します。

平成 年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

○幹事 皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、足立区都市建設部住宅・都市計画課長の真鍋でございます。よろしくお願いたします。

今回の審議会でございますが、今年度初めての都市計画審議会でございます。前回の審議会が昨年の

11月でございますので、ほぼ1年ぶりの開催となります。この間に、5名の委員の方が任期途中の交代、2名の臨時委員の方が人事異動による交代、公募による区民の委員の方は任期満了により3名の新委員の選出がございました。本日改めて委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

私が順にお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でございますが、その場でお立ちいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

足立区都市計画審議会の会長でございます元足立区議会議長、長塩英治様でございます。

野沢総合研究所所長、野沢太三様です。

日本大学理工学部教授、根上彰生様です。

C-まち計画室代表・慶應義塾大学SFC非常勤講師、柳沢厚様です。

続きまして、足立区議会議長、渡辺ひであき様です。

足立区議会副議長、うすい浩一様におかれましては、本日ご公務のため欠席でございます。

次に、足立区議会総務委員長、鴨下稔様です。

足立区議会建設委員長、きじまてるい様です。

続きまして、足立区町会・自治会連合会会長、有馬康二様です。

足立区商店街振興組合連合会政策委員長、鈴木輝夫様です。

足立区工業会連合会副会長、佐々木正一様です。

東京スマイル農業協同組合代表理事組合長、青木榮様です。

社団法人東京都建築士事務所協会足立支部監事、宮崎十三様です。

社団法人東京都宅地建物取引業協会足立区支部専務理事、岡田英樹様です。

足立区女性団体連合会輝く会会長、小野稚子様です。

足立区まちづくり推進委員会まちづくりカウンセラー、古庄孝夫様です。

公募による区民委員、板谷和也様です。

同じく公募による区民委員、榎本憶人様。

同じく公募による区民委員、直江なおみ様。

続きまして、臨時委員、警視庁千住警察署長、袋野正樹様。

同じく臨時委員、東京消防庁足立消防署長、鈴木和雄様。

ありがとうございました。

次に、本年4月の人事異動により、区の専門委員と幹事にも変更がございました。

専門委員と幹事の職員をご紹介いたします。

まず、専門委員です。

石川副区長です。

長谷川政策経営部長におかれましては、所用によりたゞいま欠席しております。

工藤環境部長。

岡野都市建設部長も、たゞいま所用により欠席しておりますが、後ほど参る予定でございます。

石居市街地整備室長。

斑目みどり公園推進室長。

服部建築室長。

次に、幹事の紹介です。

宮本政策課長。本日所用により欠席でございます。

土田企画調整課長。

佐々木まちづくり課長。

田中建築調整課長。

成井建築審査課長。

最後に、私、住宅・都市計画課長の真鍋でございます。よろしく願いいたします。

ここで、公募による区民委員の選出の経緯について、ご報告させていただきます。

本年6月25日から7月27日の期間、広く委員の募集を行ったところ、6名の応募がございました。8月に論文等の書類審査による第一次選考、引き続き9月に面接による第二次選考を行い、先ほどご紹介いたしました3名の公募による委員を決定したところです。

選考につきましては、足立区の要綱に基づき選考

委員会を設け、選考を行いました。選考委員会は、会長が岡野都市建設部長、選考委員は根上委員、柳沢委員、石居市街地整備室長、服部建築室長と私、住宅・都市計画課長の計6名で構成し、選考に当たりました。

以上、報告でございますが、ここで新たに選出されました3名の公募委員の方々から、一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

最初に、板谷委員からよろしくお願ひいたします。

○委員 改めまして板谷でございます。よろしくお願ひいたします。

実は、新たにといいますが、2008年からお世話になっていまして、3回目でまた選んでいただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

本業は、公共交通、鉄道・バス・航空に関する調査研究をいたしながら、雑誌の編集もあわせて行っておるといところでございます。都市計画も一応勉強してきたのですが、交通関連のことばかりやっていて、なかなか忘れがちのところでございます。

足立区に住んでおりますので、足立区の問題について一生懸命コメントしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事 ありがとうございます。

次に、榎本委員からご挨拶をお願ひいたします。

○委員 私は今回初めて選んでいただきました榎本です。会社を営んでおまして、六町駅の近くで飲食店とかをやっております。

都市計画について、すごい専門的な知識はあるかといったら、ちょっと少ないかなと思うのですが、区民の声といろいろ接する機会もあるので、そういうのをこういう場で代表して話させていただければなと思って参加させていただきました。ご選任いただきありがとうございます。これからよろしくお願ひいたします。

○幹事 ありがとうございます。

次に、直江委員からご挨拶を頂戴したいと思います。

○委員 私も今回初めて公募委員になりました直江と申します。来年から小学校に入る息子の子育てを通じて、地元に関心を持つようになりました。週末は公園とか児童館めぐり、荒川散策などを楽しんでいます。

地域の人が地元にあこがれや魅力を感じられるような都市計画、まちづくりに向けて、私も何かお力になれたらいいなと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事 ありがとうございます。公募委員の皆様におきましては、平成26年9月末までの任期となります。2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、長塩会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 こんにちは。本日はお忙しい中を足立区都市計画審議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから、第43回足立区都市計画審議会を開会します。

まず、事務局から本日の資料と審議議案について確認願ひします。

○幹事 それでは事務局から、皆様に事前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

なお、本日お持ちでない方は、事務局でご用意しておりますので、事務局職員にお申しつけください。

まず1番が次第でございます。A4の1枚でございます。

次に、委員名簿でございますが、本日皆様の席上に配布させていただいた委員名簿を、タイトルの上に「平成24年10月29日 第43回足立区都市計画審議会 配布資料」とあるものに差しかえをお願ひいたします。申しわけございません。事前にお配りしました古い委員名簿につきましては事務局で処分させていただきますので、お帰りの際テーブルの上に置いておいていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、表紙タイトルが「第43回足立区都市計画審議会 議案書（計画図書）」とある、表紙がしろ色の一綴りでございます。

次に、表紙がきみどり色のものでございまして、タイトルに「第43回足立区都市計画審議会 議案説明資料」とある議案説明資料、一綴りでございます。

次に、表紙があさぎ色のものでございます。タイトルに「東京都市計画公園の変更について」とある報告説明資料1、一綴りでございます。

次に、表紙がもも色のもので、タイトルに「六町地区地区計画の変更について（報告）」とある報告説明資料2、一綴りでございます。

次に、表紙がクリーム色のもので、タイトルが「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」の報告説明資料3、A4の1枚でございます。

次に、右上に「第43回都市計画審議会 報告資料3 説明資料」とある、あだち広報の抜き出しのカラー版の資料が1枚でございます。

加えて、席次表を本日席上配布させていただいております。

以上が本日の議案で使います資料でございます。

なお、「議案書」と表紙がきみどり色の「議案説明資料」の関係でございますが、「議案書」は都市計画決定の計画図書でございます。「議案説明資料」は「議案書」を補足説明するための資料でございます。

繰り返しになりますが、不足している資料、また乱丁などございましたら、事務局へお申しつけください。

皆様、よろしいでしょうか。— ありがとうございます。

また、参考資料としまして、事務局におきまして、足立区基本計画、足立区都市計画マスタープラン、足立区緑の基本計画、足立区都市計画図Ⅰ及び足立区都市計画図Ⅱは会場内にご用意しております。必要なものがございましたら、これも含めまして事務

局へお申しつけください。

なお、議事の進行上確認したいという資料がございましたら、先ほど申し上げた資料につきましては、随時事務局へお知らせいただければお持ちいたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本日の議事でございます。皆様にお配りしております次第をご覧ください。本日の議題は5件でございます。

まず、第1号議案から第3号議案につきましては、花畑北部地区地区計画の変更関連の議案でございます。

第1号議案、「東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画の変更（足立区決定）について」。

第2号議案、「東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）について」。

第3号議案、「東京都市計画高度地区の変更（足立区決定）について」でございます。

次に、第4号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」。

第5号議案、「東京都市計画下水道の変更（東京都決定）について」でございます。

なお、第2号議案の用途地域の変更と第5号議案の下水道の変更につきましては、東京都から足立区の意見を聞くために照会するものでございます。

次に、報告事項につきましては、報告事項1としまして、「東京都市計画公園の変更について」。

報告事項2として、「六町地区地区計画の変更について」。

報告事項3として、「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」でございます。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議案審議に入る前に、本日の出席委員の報告を事務局からお願いします。

○幹事 事務局からご報告申し上げます。

本日は、定数21名のところ20名の出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告

申し上げます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

議事録署名人は、私と野沢委員さんが務めますので、よろしくお願いいたします。

審議の前にもう1点、事務局より連絡があるということですので、お願いいたします。

○幹事 事務局からご説明いたします。

本日の議案等の説明に当たりまして、映像の画面、モニターの使い方についてご案内申し上げます。

皆様のお席に設置しておりますモニターでございますが、あまり性能がよくないため非常に見づらいかと思えます。本日の説明につきましては、お手元の資料をご覧ください。説明の際にはお手元の資料をご覧ください。説明の際にはお手元の資料をご覧ください。説明の際にはお手元の資料をご覧ください。

また、モニターにつきましては、説明しているページをお示しするために使用したいと思っております。そのようにご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、カラーの資料や図の説明の際に、お手持ちの資料よりもモニターを見ていただきたい場合は、そのときに説明者より申し上げます。そのような形で説明等を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは議案の審議に入ります。

第1号議案から第3号議案まで、花畑北部地区地区計画変更関連の議案について、一括して説明を受けたいと思えます。

まちづくり課長から説明をお願いします。

○幹事 まちづくり課長の佐々木でございます。花畑北部地区地区計画関連の第1号議案から第3号議案について、一括してご説明させていただきます。

まずは白色の表紙、議案書の1ページ目をお開きください。

第1号議案、「東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画の変更（足立区決定）について」を提出

いたします。

平成24年10月29日、提出者は足立区長近藤弥生です。

提案理由は、東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画の変更の内容を決定するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続きまして、議案書の2ページ目をご覧ください。都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称は、東京都市計画地区計画花畑北部地区地区計画の変更です。

2の理由につきましては、記載のとおりでございますが、後ほど3つの議案をまとめて議案説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続けて、3ページから9ページまでが計画書、10ページが変更概要、11ページが総括図、12ページから13ページまでが計画図となっております。

恐れ入りますが、議案書の14ページをご覧ください。

第2号議案、「東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）について」〔東京都からの意見照会〕を提出いたします。

平成24年10月29日、提出者は足立区長近藤弥生です。

提案理由は、東京都市計画用途地域の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意見を聞くための照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続きまして、議案書の15ページ目をご覧ください。都市計画の案の理由書です。

1の種類・名称は、東京都市計画用途地域（足立

区分・花畑北部地区地区計画関連)です。

2の理由につきましては、第1号議案と同様に、後ほど説明させていただきます。

続けて、16ページが東京都からの照会文、17ページが計画書、18ページが変更概要、19ページが総括図、そして20ページが計画図となっております。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

第3号議案、「東京都市計画高度地区の変更(足立区決定)について」、提出いたします。

平成24年10月29日、提出者は足立区長近藤弥生です。

提案理由は、東京都市計画高度地区の内容を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続いて、議案書の22ページをごらんください。都市計画の案の理由書です。

1の種類・名称は、東京都市計画高度地区(花畑北部地区地区計画関連)です。

2の理由につきましては、第1号議案と同様に、後ほど説明させていただきます。

続いて、23ページが計画書、24ページが変更概要、25ページが総括図、26ページが計画図となっております。

以上が、議案書の綴りの内容でございます。

それでは恐れ入りますが、ここからは議案説明資料に沿って説明をさせていただきます。申しわけございませんが、表紙がきみどり色の議案説明資料の1ページをお開きください。

1ページの1、趣旨及び目的でございます。ここに3議案の都市計画の案の理由をまとめて記載しております。

最初に、当地区の位置でございますが、モニターもしくはスクリーンをあわせてご覧ください。

足立区の北東部、埼玉県との都県境にあり、つく

ばエクスプレス「六町駅」から北約1.5キロのところ

に位置しています。足立区都市計画マスタープランにおいて、住環境の保全を行うため、土地利用の適切な誘導を図ることとしております。

資料は1ページにお戻りいただきまして、当地区におきましては、昭和44年に土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定され、平成3年から東京都による都市計画事業が施行中です。

また、平成8年には、花畑北部地区地区計画が都市計画決定されております。

このたび、当地区周辺の公園や緑道による広域的な緑のネットワークの一部を構成する区画道路及び自転車歩行車道の一部について、線形の改善と街区形状の整形化により良好なまち並み形成を図ることで土地利用の増進に寄与するため、路線形状及び幅員の変更を行い、これに伴い地区区分の変更をすることとなりました。

なお、変更が生じた場所でございますが、モニターもしくはスクリーンに映し出している議案説明資料4ページのとおりでございます。画面は左側が北側を示してございまして、地区の南部となる画面右側の変更箇所として示している破線の楕円形の部分でございます。足立自動車検査登録事務所と都立南花畑特別支援学校に囲まれた場所でございます。

このことにより、商業・業務・工場・住宅のバランスのとれた良好な市街地を形成するため、約55.3ヘクタールについて地区計画の都市計画変更を行うものでございます。

また、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、約380平方メートル部分の用途地域と高度地区の都市計画変更を行うものでございます。

説明資料の2ページをご覧ください。2番目の計画概要についてご説明いたします。

第1号議案の名称は記載のとおりで、位置は足立区花畑一丁目、二丁目、六丁目、七丁目及び南花畑五丁目各地内で、面積は約55.3ヘクタールで

ございます。

地区計画の内容の変更を説明する前に、平成23年12月に認可を受けております土地区画整理事業の事業計画変更内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページ及び9ページをお開きください。

当図面は変更箇所を拡大したものでございまして、左側が変更前、右側が変更後を示しております。なお、方位は、図面上部が北側を示しておるところでございます。

当初の計画では、左側の変更前図面のとおりに、中央部にあるピンク色の四角形で示している場所に、高压線の鉄塔を移設する計画でございましたが、資料右側の変更後の図面にあるピンク色の四角形で示している場所に、鉄塔をそのまま存置することとなりました。

その影響により、都立南花畑特別支援学校と足立自動車検査登録事務所の敷地の間に位置していた区画道路123号と自転車歩行者道5号、6号の変更が生じたものでございます。区画道路123号線は曲がりがなくなり、直線に形状が変更されております。

これにより、地区計画の地区施設や地区の区分のエリアの変更、さらに用途地域等の変更の必要が生じております。

2ページにお戻りください。

①の地区施設の道路変更及び地区区分の面積変更概要の表をごらんください。

まず、地区施設の道路変更について説明いたします。

道路は3路線の幅員変更をいたします。

1つ目は、区画道路123号線で、変更前の幅員は6メートルでございましたが、5から6メートルに変更します。

2つ目は、自転車歩行者道5号で、変更前の幅員は6から16メートルでしたが、9メートルに変更します。

3つ目は、自転車歩行者道6号で、幅員が6から12メートルのところを4から12メートルに変更いたします。

続きまして、地区の区分の変更でございます。地区施設の線形変更に伴い、地区の区分の面積を変更します。

住工共存地区の面積が約380平方メートル増加し、住宅地区の面積が約380平方メートル減少いたします。なお、ヘクタール未満の面積の増減のため、計画書の数値の変更はございません。

図面につきましては、4ページに変更箇所位置図、5ページには地区施設を示す計画図1、6ページには地区の区分を示す計画図2を掲載しております。

続きまして、議案説明資料の3ページをご覧ください。

第2号議案と第3号議案の2議案を一括して説明させていただきます。花畑北部地区計画の変更に伴い、住宅地区から住工共存地区に変更する区域の約380平方メートルについて、用途地域と高度地区の変更をいたします。

用途地域については、第一種中高層住居専用地域から準工業地域へ変更し、建ぺい率、容積率の変更はございません。

また、高度地区につきましては、第2種高度地区から第3種高度地区に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料の7ページをご覧ください。用途地域及び高度地区の計画図でございます。

変更箇所でございますが、図面中央部が変更箇所、①と示している約380平方メートル部分の用途地域と高度地区を変更するものでございます。

なお、図面右側部分につきましては拡大図となっております。

続きまして、議案説明資料の10ページをご覧ください。都市計画手続きの経緯及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

平成24年7月には、都市計画原案の公告・縦覧



を、平成24年9月には都市計画案の公告・縦覧を行ったところ、原案及び案とも意見書の提出はございませんでした。

足立区決定案件である第1号議案及び第3号議案については、本日ご審議をいただきます。

東京都決定案件である第2号議案につきましては、平成24年11月19日に開催予定の第199回東京都都市計画審議会で審議が行われます。

その後、12月には足立区決定案件、東京都決定案件の3つの案件の同時告示を行う予定でございます。

以上で花畑北部地区地区計画関連について、第1号議案から第3号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○会長 それでは第1号議案から第3号議案を審議いたします。

これらの議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 最初に変更理由ですけれども、説明資料の1ページの「趣旨および目的」というところから6行目、「線形の改善と街区形状の整形化により」云々と書いてあって、これが理由というふうになっているのですけれども、後ろの方の8ページの説明では、鉄塔が移設する予定だったのが移設しなくなったというのが、むしろ変更の基本的な理由なのですよね。ですから、こういうものは正面から理由をきちっと書いた方がいい。そういうことが難しい理由があったら教えてください。

○幹事 ご指摘いただいたとおり、当初、鉄塔の移設計画、事業計画の変更ということの中で理由を組み立てようと考えておりましたところ、東京都と調整をした部分につきましては、事業計画変更だけでなく都市計画としてふさわしい理由を考える必要があるというご指摘をいただいた関係上、そのような記載をさせていただきましたが、実際のところは委員のご指摘のとおり、鉄塔敷が変更になったことに

より、地区計画、用途地域の変更の手続をさせていただいたというところでございます。

○委員 これは希望ですけれども、やはり一般の人が、なぜ変更になったかというのをわかりやすくすることは、むしろ一番大事だと思うのです。だからそういう意味では、鉄塔の移設がなくなったということが理由で、それにあわせて線形をよくするというのは、その後にももちろん言ってもいいと思うのですけれども、大事なことを言わないと一般の人はよくわからないのですよね、何の改正か。これは希望です。

それから質問ですが、変更前と変更後で、8ページの変更後の図で斜線を引いてあるところ、これの幅員が5メートルになっていますね。変更前は6メートルになっていますが、そういう鉄塔の移設がない、あるということにかかわらず、ここは6メートルのまま常識的にはいいはずですが、それがなぜこういうふうに変更になったというのが1点目。

あわせて、自転車歩行者道という緑のスペースが、変更前は道路をまたいだところのつなぎぐあいが一応重なっていますよね、ある程度。それに対して、変更後は重なりがほとんどない。こういう意味で、自転車や歩行者が上から下へ渡っていくときのつなぎがかなり悪くなっていると思うのですが、その辺についてはどうのお考えでこういうことになったのか、あわせて2点お願いします。

○幹事 まず1点目のご質問の中の幅員が6メートルから5メートルに変更になった理由でございますが、区画整理事業の中で鉄塔を移設しないという形になりました。移設しない形になった話の中では、鉄塔の位置の変更はありますが、高圧線はそのままでの位置で北側にずらすというような事業計画の変更が当初の計画でございました。そのところと減歩と含めて、全体の幅員といたしましては6メートルを5メートルに減少しておりますが、隣の自転車歩行者専用道と一体的な整理をする中で利便性を高めたというような形と、実質区画整理の減歩の面積も

絡んできて、このような計画になってきているところでございます。

2つ目の部分につきましては、緑道のアクセスの仕方が悪くなっているというご指摘でございますが、図面で見ますと、既存の鉄塔のところがうまくアクセスできないような図面になっておりますが、こちらにつきましては今後土地区画整理事業の施行者である東京都に対して、十分なアクセスがとれるような整備をするように申し入れをさせていただきたいと思っております。

○会長 いかがですか、今の答弁は。

○委員 最初の方の答えがよくわかりませんでした。「減歩との関係でこうなってしまいました」という説明でしたけれども、減歩は、少なくともこの図面の範囲で言うと、従前よりも変更後の方が少なくなっていますよね。緑の部分が減っていますから。したがって、ほかで増えていて、ここで減らしたということですかね。この図面の外で。

○幹事 そこは、この図面の中で整理をしているところでございます。自転車歩行者道5号が幅員6から16メートルのところ、ならしで9メートルというところも含めて、でこぼこしているところの中での面積調整をしたというふうに確認をしております。

○委員 ということは、この中では公共施設減歩は同じ数字に合わせている、そういうことですか。

○幹事 面積の増減をここでは発生させないようにということで工夫をされたというふうに確認をしております。

○委員 確認しますけれども、要するに今回変更の部分の北側の緑道というか、自転車歩行者道がむしろ面積がふえて、その分オレンジ色の道路が少し減ったと、そういうことですか。

○幹事 そのように確認させていただいております。

○会長 ほかにございませんか。

○委員 ご質問させてほしいのですが、このあたりに土地勘がないのではっきりわからないのですが、

今、航空写真を手元で確認した限りで言うと、このあたりというのは自動車検査所と支援学校との間にちょうど挟まれた位置になっていますね。余り道路が必要な場所のように現時点では思えないのですが、この計画は一体いつごろ実現するのかというのを教えていただけますか。

○幹事 今回の計画変更にあわせて現在その場では造成をしている最中でございます。区画整理事業の進捗はかなり進んでおりまして、おおむね5年ぐらいで事業は終了するのではないかというふうに確認させていただいているところでございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですね。ほかに。

ほかにございませんね。なければ採決いたします。

採決は、第1号から第3号議案までを一括して行いますが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、第1号議案から第3号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 それでは、第1号から第3号議案は異議のないものと決定し、区長に通知します。

続きまして、第4号議案の審議を行います。真鍋住宅・都市計画課長から説明をお願いします。

○幹事 それでは私、真鍋からご説明申し上げます。

第4号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について」、ご説明申し上げます。お手元の議案書の27ページをご覧ください。

第4号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について」を提出いたします。

平成24年10月29日、提出者は足立区長近藤弥生でございます。

提案理由でございますが、東京都市計画生産緑地地区を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計

画審議会の議を経る必要があるため、提案するもの  
でございます。

恐れ入りますが、議案書 28 ページをご覧ください  
きたいと思います。都市計画の案の理由書です。

種別・名称は、記載のとおりでございます。

次に、理由でございます。農地は都市に食糧を供  
給するとともに、都市の少ない緑として区民に潤い  
を与えるだけでなく、都市の大切なオープンスペ  
ースとして、地震や火災から区民の命を守る貴重な  
まちの資源であり、農地の持つ環境保全や景観とい  
った多面的な機能を、まちづくりの資源として活か  
していく必要があります。

このため、平成 22 年 5 月に改訂された足立区基  
本計画では、生産緑地の保全を前提に平成 28 年度  
における生産緑地地区面積を 40 ヘクタールとして  
いくことを目標としています。

このような状況の中、新規指定を 1 件、また買取  
り申し出に伴う行為制限の解除等により、面積約 1.  
3 ヘクタールを削除するものがございます。

なお、変更後の面積は約 35.5 ヘクタール、2  
26 件でございます。

続きまして、議案書の 29 ページをお開きいた  
だきたいと思います。「東京都市計画生産緑地地区の  
変更（足立区決定）」でございます。

都市計画生産緑地地区を次のように変更いたしま  
す。

第 1 の種類および面積は記載のとおりございま  
す。

削除地区と次の 30 ページにつきましては、後ほ  
ど議案説明資料においてご説明申し上げます。

先に議案書の 31 ページをごらんください。

一番下の欄でございますが、変更前の 229 件、  
36万6,340 平方メートルから、削除が 1万2,  
780 平方メートル、追加が 1,240 平方メー  
トルでございます。変更後は 226 件、35万4,8  
00 平方メートルとなります。ヘクタールに直しま  
すと、約 35.48 ヘクタールとなります。

これからは皆様のお手元でございます議案説明資  
料に基づいてご説明申し上げます。

議案説明資料の 11 ページをご覧くださいとい  
思います。

1 の趣旨および目的でございますが、先ほどの議  
案書の提案理由と重複いたしますので、省略いた  
します。

2 の（1）削除地区につきましては 8 件ござい  
ます。記載の数字につきましては、削除をする面積  
でございます。

なお、都市計画の変更につきましては、10 平方  
メートル未満の数字を四捨五入することとなってお  
ります。

各変更地区についてご説明申し上げます。

現在、生産緑地地区の指定されているところの全  
部の削除を行うものにつきましては、表内左側の地  
区番号が、上から 10 番、153 番、154 番、1  
76 番、279 番でございます。繰り返しになりま  
すが、こちらが地区の全部を削除する地区ござい  
ます。

次に、地区の一部を削除するものにつきましては、  
同じく上から 34 番、141 番、198 番ござい  
ます。

次に、2 の（2）生産緑地追加地区につきましては、  
今回 1 件でございます。新規申請がありました  
地区番号 307 番を追加指定するものがございます。

それでは、議案説明資料の 12 ページをご覧  
いただきたいと思っております。皆様の画面にも同じものを表  
示させていただいております。

右下の凡例にありますように、地区内の黒丸部分  
が今回削除する地区でございます。また、二重丸で  
記したところにつきましては、今回追加となる  
ところでございます。

なお、各地区の変更、詳細につきましては、次  
ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、申しわけございませんが、13 ペ  
ージをご覧ください。

右下に凡例を記載させていただいております。

地区番号10番、位置は入谷五丁目5番、変更理由は主たる従事者の死亡でございます。平成24年4月10日に買取り申し出が出されました。その後1カ月間、区及び都に照会しましたが買取り希望はなく、その後2ヶ月間、農業従事者にあっせんをいたしました。所有権の移転がなされなかったため、平成24年7月10日に生産緑地法第8条に基づく行為の制限が解除となっております。

この結果、地区の全部1,780平方メートルが削除となりました。図に示しています黒く塗りつぶされたところが、今回生産緑地が削除となるところでございます。

続いて、14ページにつきましては地区の現況の写真でございます。モニターにはカラー写真を掲載させていただいております。

続きまして、15ページをごらんください。

地区番号34番、舎人二丁目19番は、こちらも従事者の死亡でございます。平成24年1月13日に買取り申し出が出されました。こちらについても、区及び都に照会いたしました。買取りの希望がありませんでした。その後、農業従事者にあっせんするも所有権の移転がなされなかったため、平成24年4月13日に生産緑地法に基づく行為制限の解除となりました。

変更前の面積は1,700平方メートル、変更後の面積が570平方メートル、一部削除となります。同じく図の黒色が削除する部分でございます。

なお、右側の縦線部分につきましては、引き続き生産緑地として指定されているところでございます。

説明資料の16ページが現況の写真でございます。

続いて、17ページをごらんください。

地区番号141番、六月二丁目14番は、従事者の死亡です。平成23年6月28日に買取り申し出が出されましたが、こちらも買取りの希望はありませんでした。あわせて農業従事者にあっせんいたしました。所有権の移転がなされなかったため、平

成23年9月28日に生産緑地法に基づく行為制限が解除となりました。

変更前の面積が710平方メートル、変更後の面積が530平方メートル、一部削除となります。同じく黒色部分が削除する部分、右側の縦線部分が引き続き生産緑地として指定されている部分でございます。

資料の18ページにつきましては現況の写真でございます。

次に、19ページをご覧ください。19ページにつきましては、今回削除するところは2カ所でございます。

図の左上、地区番号153番、保塚町11番につきましては、従事者の死亡でございまして、平成23年6月28日に買取り申し出が出され、こちらも買取りの希望がございませんでした。その後、農業従事者にあっせんいたしました。所有権の移転がなされなかったため、平成23年9月28日に生産緑地法に基づく行為の制限が解除となりました。

変更前の1,590平方メートル、変更後がゼロでございますので、全部が削除されるものでございます。

同じく、図の右下の地区番号154番、一ツ家二丁目18番は、従事者の故障により、平成23年7月28日に買取り申し出がなされましたが、こちらにつきましても買取りの希望はございませんでした。その後、農業従事者にあっせんいたしました。所有権の移転がなされなかったため、平成23年10月28日に生産緑地法に基づく行為の制限が解除となっております。

こちらの変更前が2,080平方メートル、すべて削除となっております。

次の20ページが地区番号153番の現地の写真でございます。行為制限が解除されているため、既に宅地開発が進んでいるところでございます。

同じく、21ページをご覧いただきたいのですが、こちらの地区番号154番につきましては、同じく

行為制限が解除になっておりますので、宅地開発が進んでいる状況でございます。

引き続き、22ページをご覧いただきたいと思えます。

地区番号176番、江北三丁目39番につきましては、従事者の故障により、平成24年3月14日に買取り申し出が出されましたが、買取りの希望はございませんでした。その後、農業従事者にあっせんするも所有権の移転がなされなかったため、平成24年6月14日に生産緑地法に基づく行為の制限が解除となりました。

こちらにつきましては、変更前の面積が3,230平方メートル、変更後の面積がゼロでございますので、全てが削除となります。

資料の23ページが地区番号176番の現地の写真でございます。

次ページの24ページにつきましても、同じく地区番号176番の写真でございます。

次に、資料の25ページをごらんください。

地区番号198番、扇二丁目26番につきましては、従事者の死亡により、平成23年8月15日に買取り申し出が出され、買取りの希望はありませんでした。その後、農業従事者にあっせんするも所有権の移転がなされなかったため、平成23年11月15日に生産緑地法に基づく行為の制限が解除となっております。

図の中央、黒色部分が今回削除する場所でございます。黒色を囲むように左右の縦線部分は引き続き生産緑地として指定される部分でございます。従前は1つの地区番号でございましたが、今回中央部を削除することになったので、現在地区番号が指定されている198番が引き続き右側のところ、306番と振ったところが、新たに継続区域として面積を指定したところでございます。

資料の26ページは、地区番号198番の生産緑地の現在の写真でございます。

同じく27ページも、地区番号306番の位置を

撮影してきたところでございます。

資料の28ページをご覧ください。

地区番号279番、古千谷本町二丁目4番は、従事者の故障により、平成23年10月18日に買取り申し出が出されましたが、買取りの希望はありませんでした。農業従事者にあっせんするも所有権の移転がなされなかったため、平成24年1月18日に生産緑地法に基づく行為の制限が解除となりました。

こちらは、1,030平方メートル、全部解除でございます。

資料の29ページが現在の写真でございまして、繰り返しになりますが、行為制限の解除がされますと建築行為が可能になっておりますので、現在は共同住宅が建っている状況でございます。

続きまして、資料の30ページをご覧いただきたいと思えます。

地区番号307番は、平成24年7月10日に新規の申請があったところでございます。地区中央の307番と付されているところ、位置につきましては横縞で表記させていただいたところが、今回新規に指定するところでございます。

指定面積は1,240平方メートルでございます。

31ページは地区番号307番の現況写真でございます。

次に、32ページの都市計画の手続きの経緯と今後の予定についてご説明申し上げます。

平成24年1月から7月に指定希望の調査を行いました。

平成24年8月13日に案の決定を行い、東京都知事へ協議を行いました。

平成24年8月23日に協議が完了いたしております。

平成24年9月19日から10月3日までの2週間、都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

そして本日、都市計画審議会で議案を提出させて

いただいたところでございます。

今後の予定でございますが、議案が問題なければ11月の中旬に変更の告示を行う予定でございます。

以上で第4号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」のご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○委員 質問なのですけれども、「故障」の意味を教えてください。

○幹事 ただいまのご質問、「従事者の故障」とはどのようなことかということでございますが、都市計画法上の表記ですと「故障」となるのですが、平たく言えば病気や怪我でございます。

○委員 ありがとうございます。今のご説明を聞いていまして、趣旨や目的を伺いますと、この生産緑地の有用性が書かれていますので、魅力というか、そういうところが説明されたので、これから増えていく話なのかなと思ったら、反対に減っていく話だったので、どうしてかなというのを聞いていましたら、やはり高齢化等じゃないかなというような、死亡とかそういうようなお話で納得というか、わかりました。

ただ、一時避難所とかそういうような、ただ農家の人だけの潤いでなくて、まち全体の機能を果たしているということを伺いますと、高齢化だからこれからどんどん減少するのはやむを得ないという話なのか、それとも、じゃああなたが買うかといったら買えるわけではないのだけれども、区民農園みたいなところだとニーズが高いので、緑地として活かす方向を何か取り組みとしてお持ちなのか。それとも、もうそれは高齢化の波に任せていくという話なのか、方向性をちょっと教えていただきたいのですが。

○幹事 ご指摘ありがとうございます。後ほど報告事項の中で、生産緑地の維持保全に関する区の取り

組みについてご報告させていただく予定なのですが、それ以外にも、実は生産緑地については先ほどご説明しましたとおり、高齢化によって緑地を維持することが非常に困難な状況になっております。区としても何かしらの手当てをしたいと思っております、その一環として、繰返しになりますが、後ほど生産緑地の維持保全に関する区の取り組みについてご説明申し上げます。

ただ、あらゆる機会を通じまして、生産緑地地区の指定については区としても何らかの形で取り組んでいこうと考えているところでございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 他にどなたかいらっしゃいますか。

他にご質問がありますか。

なければ採決いたします。

第4号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 第4号議案は異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第5号議案の審議を行います。真鍋住宅・都市計画課長から議案の説明をお願いします。

○幹事 引き続き、住宅・都市計画課、真鍋がご説明申し上げます。

第5号議案、「東京都市計画下水道の変更（東京都決定）について」でございます。

恐れ入ります。皆様お手持ちの議案書の41ページをお開きいただきたいと思っております。

第5号議案、「東京都市計画下水道の変更（東京都決定）について」を提出いたします。

平成24年10月29日、提出者は足立区長近藤弥生です。

提案理由ですが、東京都市計画下水道の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意

見を聞くための照会がございました。

この照会に対して回答するに当たり、足立区都市計画審議会に議案を提出するものでございます。

続きまして、議案書の42ページをご覧いただきたいと思っております。都市計画の案の理由書でございます。

1、種類・名称でございます。東京都市計画下水道、東京都公共下水道、加平ポンプ場です。

2の理由については、記載のとおりでございます。後ほど議案説明資料でご説明申し上げます。

続いて、43ページをご覧いただきたいと思っております。議案書の43ページについては、東京都からの照会文書でございます。44ページに計画書、45ページに総括図、46ページに計画図となっております。申しわけございません。計画図が、皆様にお配りしました印刷は色の出が悪いものでして、スクリーンをご覧いただきたいと思っております。

以上が議案の構成でございますが、この内容につきましては、表紙がきみどり色の議案説明資料に基づいてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案説明資料の33ページをお開きいただきたいと思っております。

タイトルが「加平ポンプ場に係る東京都公共下水道の変更について」でございます。

まず、1の趣旨および目的でございます。今回変更となりますのは、東京都の公共下水道のうち加平ポンプ場でございます。

加平ポンプ場は、足立区綾瀬、東綾瀬、東和、谷中、加平と葛飾区の西亀有及び亀有の区域の雨水を吸揚し、綾瀬川に放流する施設でございます。

当該ポンプ場の各設備は、平常時は東京電力からの供給電力により運転しておりますが、停電時に対応するため場内には非常用発電設備が設置されております。停電時でもポンプ場機能を停止することなく運転を継続しておりますが、昭和55年に運転を開始してから既に30年以上経過しており、老朽化したポンプ設備などの更新を行う設備再構築工事が

必要となっております。

ポンプ場機能を停止することなく、非常用発電機など老朽化した設備の更新として発電機棟やオイルタンクなどを設置するには、現在の区域内では再構築が困難だということで、現在決定されております区域を変更するものでございます。

続いて、議案説明資料の34ページをご覧ください。

施設の位置でございます。図の中央付近、「加平ポンプ場」と表示された文字の下の四角く塗りつぶした箇所でございます。首都高速6号線に沿って流れる綾瀬川に面している施設です。

続いて、35ページをご覧ください。

2の変更概要でございます。

名称、位置は、変更はございません。変更前、現決定の面積は約7,230平方メートルでございます。今回の都市計画変更によって、約9,310平方メートルとなります。

変更部分は、先ほどもご説明いたしましたが、発電機棟やオイルタンクなどを設置するために拡張する区域でございます。あわせて、ポンプ場の用地を一部歩道に提供するために、これを機会に削除する区域の2カ所でございます。

続いて、議案説明資料の36ページをお開きください。

計画図となっております。中央に「加平ポンプ場」と矢印で示した部分が現在の決定区域です。図の左側に首都高速道路6号線、その左側に綾瀬川が流れております。

現在の加平ポンプ場の北側に斜めの線で示した箇所が拡張する部分です。ポンプ場の左側、首都高速道路に面する箇所に一部破線で示した箇所が削除する部分でございます。

モニターで矢印で示しているところでございます。高速道路下の区道の歩道に提供しております。

続いて、37ページをごらんください。

現況写真でございます。前面のモニターをご覧い

ただきたいと思います。

写真の左側が拡張を予定している現在駐車場で使われている部分でございます。右側の写真については、こちらに綾瀬川をまたぐ歩道橋があるのですが、その一部分が加平ポンプ場に一部歩道が食い込んでおりました、ここが今まで加平ポンプ場の区域となっていたのですが、今回新たに歩道とするので加平ポンプ場から面積を削除する部分でございます。

続いて、38ページをお開きください。

最後に4の都市計画の手続きの経緯と今後のスケジュールについてご説明いたします。

記載されておりますとおり、8月29日付で東京都知事より意見照会がありました。

9月19日より都市計画の案を2週間、縦覧いたしました。意見書の提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会でご審議いただき、ご承認いただければ、東京都へ支障のない旨回答し、東京都の都市計画審議会の審議を経て、12月19日に都市計画変更の告示が予定されております。

以上で第5号議案の「加平ポンプ場に係る東京都公共下水道の変更について」のご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

なければ採決いたします。

(挙手なし)

○会長 第5号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 第5号議案は、異議のないものと決定し、区長に通知します。

続きまして、報告事項1、「東京都市計画公園の変更について」、長島みどり推進課長から説明をお願いします。

○みどり推進課長 それでは、あさぎ色の資料、報告事項1の「東京都市計画公園の変更について」、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

変更の趣旨は記載のとおりですが、2ページの変更の概要とあわせてご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回ご報告いたします都市計画公園は、記載しております8公園でございます。①から⑦までの公園と⑧の公園は変更の趣旨が異なりますので、分けて説明させていただきます。あわせて、画面の方に3ページの案内図を表示しましたので、ご覧いただきながら説明をお聞きいただきたいと思います。

初めに、①から⑦までの公園について、経緯を含めてご説明いたします。

足立区内の都市計画決定されている公園は、現在166カ所ございます。そのうちの約3分の2は、主に昭和30年代から40年代に行われた土地区画整理事業により生み出された公園でございます。

これらの公園は、区画整理事業で公園を整備し、区に引き継がれ、長年一般に供用されてきておりますが、このたび当初の都市計画決定区域等と現状とに違いがあることが判明いたしました。

そこで、区内の都市計画決定された公園について同様の事例がないか精査したところ、類似の事例が計7カ所、今回ご報告しております①から⑦でございますが、7カ所判明いたしました。

いずれの公園も区域の相違等でございますが、違いの理由や内容は異なるものの、土地区画整理区域内にあることから、既に地域に必要な公園としては十分に確保されております。

そこで、区域の相違等について、健全な土地利用が図れるよう区域の変更を行いたいと考えております。

今回は都市計画図を現在作成中でございますので次回の都市計画審議会でご審議いただきますが、この変更概要に記載されておりますように、都市計画決定区域図と現状との区域が相違しているものが多いものでございます。

次に、⑧の西新井本町公園です。4ページを



確認ください。

図面左上が現在の西新井本町公園になります。西新井本町公園が位置する地域は、足立区都市計画マスタープラン（平成6年11月策定、平成18年3月改訂）において、都市施設整備と住環境の適正化を進めます住環境整備地域に位置づけられております。また、足立区緑の基本計画（平成19年3月改訂）においては、既存の緑を保全しつつ、新たに公園や緑地スペースを確保するとともに、公共施設等の再配置の機会をとらえた公園整備などに努める地域とされています。

現状として、当該地域は生産緑地等の農地の緑と公共住宅団地の緑が比較的多く見受けられますが、樹木被覆率や公園率が低く、大きな樹木や公園が不足しております。また、足立区防災まちづくり基本計画（平成20年3月）において当該地域は、広域避難場所となる公園や公共施設などがあまり見当たらない現状でございます。

このたびの公園変更は、東京都防災都市づくり推進計画（平成22年1月）における緊急輸送道路、この別図1の真ん中に上から下に通っている道路でございますが、その道路沿いの災害拠点病院でございます西新井病院の建て替えが発端ではございますが、既存の西新井本町公園を事業者との協定に基づき、左上にございます斜めの西新井本町公園を緑地として残しつつ、当該地域において、既存の公園と同等面積の公園を新たに確保して、緑豊かなまちづくりを行うために都市計画公園の位置・区域を変更したいと存じます。

新たに確保する公園は、右下の斜線が入っております新公園0.17ヘクタールでございます。

これらの都市計画公園の変更につきましては、次回の都市計画審議会でご提案したいと考えておりますので、その際にご審議のほどよろしく願いいたします。

以上、報告させていただきました。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項2、「六町地区地区計画の変更について」、佐々木まちづくり課長から説明をお願いします。

○幹事 まちづくり課長の佐々木でございます。私からは「六町地区地区計画の変更について」ご説明させていただきます。

なお、次回44回の都市計画審議会でご審議いただくべく、手続をこれから進めようとしているものでございます。

それでは、もも色の表紙になります報告説明資料2に沿って説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、報告説明資料の3ページをお開きください。

最初に、当地区の位置でございますが、足立区の北東部、綾瀬川沿いの首都高速道路6号線と環状7号線に挟まれた位置にあり、地区の中央にはつくばエクスプレス「六町駅」が位置しているところでございます。

続きまして、説明資料の1ページにお戻りください。

1ページにございます趣旨および目的でございますが、当地区は、つくばエクスプレスの六町駅が設置されるとともに、駅周辺の基盤整備が土地区画整理事業により整備が進められているところでございます。

また、足立区の新しい地域拠点として、商業・業務・文化機能を導入し、良好な定住環境づくりと沿線の発展を担う「新たな活力、魅力、潤いのあるまち」の形成を目指し、公共施設の整備を図りつつ、土地の有効利用を適切に誘導するため、六町の地区計画を策定しているところでございます。

当地区につきましては、平成14年及び17年に地区計画の都市計画変更をしているところでございまして、現在も区画整理が実施されているところでございます。

その後、土地区画整理事業による地区内の公共施設の整備が進捗することに伴いまして、地区内の区

画道路の配置等について事業計画の変更により、区画道路の配置、延長等の変更が行われているところがございます。

このたび地区計画の整備計画と土地区画整理事業の事業計画との整合を図ることにより、適正な土地の有効利用を適切に誘導する必要があるため、都市計画変更をこれから行うものでございます。

説明資料の2ページをごらんください。

名称については、記載のとおり「東京都市計画地区計画六町地区地区計画の変更（足立区決定）」でございます。

位置につきましては、足立区西加平一丁目、二丁目、東保木間一丁目、一ツ家二丁目、南花畑一丁目、二丁目、保塚町、六町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各地内で、面積が約70ヘクタールになっているところがございます。

地区計画の道路変更概要についてご説明させていただきます。

その内訳につきましては、表にございますとおりでございます。道路の幅員と延長を変更するものでございます。

変更箇所を説明させていただきますが、モニター及びスクリーンをご覧いただきたいと思っております。モニターに映しているものは説明資料4ページの変更箇所図でございますが、変更する箇所について色をつけている方がわかりやすいので、モニターの方をご覧ください。

赤色で色づけされているのが、今回変更しようとしている路線でございます。道路延長の記載内容を変更する路線が6路線、道路幅員の記載内容を変更する路線が39路線となっております。

恐れ入りますが、説明資料の5ページをご覧ください。

都市計画手続きの経緯及び今後のスケジュールについてでございます。

本日、地区計画の内容、取り組みについて報告させていただいた以降、明日から都市計画変更の原案

の公告・縦覧を行います。

意見書の提出期間を3週間行いまして、その後、都市計画変更案としてまとめ、その後、第44回都市計画審議会にてご審議いただくべく、都市計画手続を進めてまいりたいと思っております。

以上で、六町地区地区計画の都市計画変更についてのご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項3、「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」を、杉岡産業振興課長から説明をお願いいたします。

○産業振興課長 産業振興課長の杉岡でございます。

「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、クリーム色の表紙の報告説明資料3、「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」の1ページをごらんください。

最初に、生産緑地の概要でございますけれども、先ほど第4号議案の中で説明がありましたとおり、約35.5ヘクタール、226件でございます。区全体の農地面積は68.2ヘクタールとなっております。

このたび足立区では、都市農業の振興の一環として、農業生産基盤である農地、生産緑地地区の維持・保全を図るため、平成23年度新規補助事業として「足立農すくーる」（以下、農すくーると申し上げます）農業体験型農園開設の支援を実施いたしました。

この「足立農すくーる」の目的は、1番目には、農家の安定収入の確保と労働負荷の軽減による農家の担い手不足に対応した新しい農業経営形態を支援することでございます。

第2には、多くの区民の方々の農業体験のご要望に応えるためでございます。

次に、特徴としましては、足立区が管理する区民農園とは異なり、農家が自ら開設し、耕作の主導権

を持って経営・管理する農園であるため、生産緑地での体験型農園の開設が可能となるものでございます。

利用者は、利用料として入園料・野菜の収穫物代金を支払い、園主である農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから始まり、年間20種類以上の作物の収穫を体験いたします。耕作に必要とする種や苗、そして共用する農具もすべて園主が準備いたします。

続いて、補助の概要でございます。

(1) 施設整備費は、施設整備に要する経費の2分の1以内の額を助成いたします。最高額は600万円でございます。

(2) の管理運営費は、区民が利用する1区画当たり年間1万2,000円の助成でございます。交付期間は、開設から経営の安定期間を考慮しまして、3年間と考えております。

その他、開設や管理運営等の支援、助言を通じて、新たな農業経営の支援を行ってまいります。

4番目に、平成24年3月に開園しました農園のご案内をさせていただきます。

中郷体験農園は、入谷五丁目3番、22区画でございます。

高野ファームは、興野二丁目31番、27区画でございます。いずれも23年度の募集では約2倍の応募がございました。

今年度の平成24年度は、2園の農園を開園予定でございます。

続きまして、裏面の2ページをご覧ください。

利用の概要でございますが、体験型農園は民設民営のため、園主の自主決定事項となりますので、実績によりご説明申し上げます。

区画面積は約30平方メートル、区民農園の約2倍になってございます。

利用期間は3月上旬から翌年1月末となりますが、園主との相談により更新が可能となります。

利用料金は、入園料・収穫物代金として、年間4

万5,000円となっております。24年度開設農園も、おおむねこれに準ずる予定でございます。

最後に、今後の開設に向けたスケジュールでございます。

画面の方は、23年度のあだち広報1月1日号に掲載させていただいたものでございます。

今年度も運営・開設支援の一環として、あだち広報や区のホームページを通じて利用者の募集をいたします。特に新たな農業体験者型農園の魅力を区民の方々にわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

今後でございますが、1月下旬に園主が抽選をし、当選者を決定いたします。

2月中旬には、当選者に対して説明会を開催し、契約を行います。

3月上旬になりますと開園となりますので、作付けのための初回の講習会が開催される予定でございます。

以上で、「生産緑地の維持整備事業に伴う支援事業について」の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいまの3件の報告事項について、一括してご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

○委員 この説明の内容に直接はかかわらないかもしれないのですが、今の報告説明資料1、あさぎ色の8つの変更についてなののですが、この区域の相違等については、住んでいる者としては、変更という話を聞いても余り違和感というか、変わったことがよくわからないのですが、①の梅島公園について1つ質問したいのですが、梅島公園のこの名称はどうしてつけられたというのを1つお聞きしたいのですが、その理由としては、先日私の保育園のお母さんたちと、梅田公園で集まりましようみたいな呼びかけをしたところ、梅島公園に行かれたお母さんが何人かいらっしゃいました。この地図では梅島駅が大きく出ているので、梅島駅の近く

だから梅島公園というのは違和感がないかもしれないのですが、住んでいる者としては、梅島駅から荒川方面は梅田、梅島駅から反対側は梅島というイメージが強いです。また、梅島公園の隣には梅田図書館があります。ですので、梅田地域にあり、梅田図書館の隣にあるのが梅島公園というのはちょっとわかりにくくて、例えば梅島公園が梅島駅に対して何かシンボルみたいなものであるならば、五反野駅から五反野コミュニティ公園に行くように、駅のところに大きな看板とか目印みたいなものが表示されていれば、五反野駅に着いたときには五反野コミュニティ公園はこっちだなというのがわかりやすいのですが、この梅島公園はそういう表示も特になくて、名前だけは梅島公園という名前がついていて、シンボルなのかちょっとわからないのですが、先ほども公園というのは防災機能があるとか、そういう場所だということではなくて、ただ名前がついていけばいいんでしょうということではなくて、そういう避難のときには一々地図を見たり、こういうものを見て確認するわけではなくて、「梅田公園に行きますよ」「梅島公園ですよ」と言われたときに、ぱっと住民の人がわかる名前の方が親切なのではないかなと思ひまして、今からこの梅島公園を梅田公園に変えてくださいとか、もう梅田公園もありますので、そういうことを言っているわけではないのですけれども、やはり名称というのは、そういう何か概念的な、梅島駅がどうだからということではなくて、住んでいる人とか、そこに来た人が、ぱっとわかりやすいところが親切なのではないかなというのがあるので、この梅島公園の名前をつけられた理由等について、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○みどり推進課長 梅島公園の都市計画決定は昭和25年、先ほど申しましたように、梅島土地区画整理事業で生み出された公園でして、今回変更させていただきますけれども、もともと梅島小学校の隣に実は都市計画決定された公園がありまして、昭和30年代に今の梅島公園との用地交換がされているの

ですね。そういう経緯の中で都市計画決定上は梅島公園ということで残されたのだと思いますが、確かに現公園が梅田七丁目で梅島公園があるという、そういうわかりにくさは残されているということにはなっていますが、経緯としてはそのような経緯で、梅島公園の都市計画公園名の位置変更が実質的にされていたということでございます。

○会長 経緯はわかったけれども、今それをとやかく言うのではないというのはありましたけれども、公園の名称についてはいかがですか。

○みどり推進課長 都市計画変更名につきましては、都市計画上の区域変更ですので、名称についてはこのままにさせていただきますが、現在の梅島公園は梅田七丁目でございますので、いわゆる公園名としての梅島公園につきましては、今後検討させていただきたいと存じます。

○専門委員 過去の古い歴史の中で、そういう名前になったということでございます。土地区画整理事業の名前が梅島という名前がついていたこともあるのだろうと推測されます。なかなか過去のものの名前を変えるというのは難しいもので、委員もおっしゃっていたように、これについて変えるというのは難しいと思いますが、新設される公園につきましては、当然公園の設計ですとか、そういうことにも地元に関わっていただいていますし、名前をつける場合においても、地元のご意見を聞いて名前をつけるようにしておりますので、今後そういう形で地元親しまれる公園づくり、あるいは公園の名前の設定には努力していきたいと考えております。

○会長 委員、それでいいですか。

○委員 ありがとうございます。先ほども話しましたように、駅からおりたときに、この梅島公園というのがどこにあるかというのはちょっとわかりにくいので、何かそういった看板だとか、別に大きい看板というわけではなくて、ほかのコミュニティ公園とか五反野コミュニティ公園と同じように細長いああいう看板でいいと思いますので、ほかのものを

つくられる際には、梅島公園の近くには大きい地図看板みたいなものがありますけれども、あそこまで行かないとちょっとわからないので、もう少し駅周辺の人が、あそこの駅のところは区役所に行くにはすごくよくわかりやすいのですけれども、梅島公園も梅島地域で中心的になる存在であるならば、わかりやすい表記を何か示していただけると、住んでいる人もそういう防災のときにぱっとわかりやすいのではないかなと思いました。改善案としてのお話です。どうもすみません。

○会長 今のは要望提案ですね。ほかに質問はありませんか。

○委員 六町地区の計画のことで生産緑地のことで2件、お伺いさせていただきたいと思います。

六町地区の方に、私は事業もしていますし、そこに住んでいますので、いろいろと区画整理の関係のことで周りの区民からお話を伺う機会が多いのですけれども、区画整理でいろいろ事業を進めていただくのはありがたいのですけれども、ぽつぽつと区画整理で家が移動するという場合に、やはり住民の声が多いのが、ネズミとかの被害ですとか、家がなくなったことによって、その場所が暗くなるという部分で、電灯とか外灯が少なくなってしまう部分があるので、そういうところへの対応というのは今後どうされるのかなと思って質問です。

もう1点は生産緑地の件なのですけれども、生産緑地として都市の緑と区民への潤いですとか、災害時の避難というのはわかるのですけれども、都市の食糧供給というのに関しては、今ほとんどないのが実情のように感じます。例えばスーパーでは足立区産のものは売ってなかったりですとか、ほかのものを置いてないのですけれども、生産緑地の目的の中に食糧供給とあるのが、ちょっと疑問を感じるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○幹事 六町地区のご指摘についてお答えをさせていただきます。

区画整理事業を行っているのは、ご存じのとおり

と思いますが、東京都第二区画整理事務所でございますので、ご指摘いただいた内容も含めて、今後とも住民の方には誠意を持ってしっかりと対応するように伝えさせていただきながら、まちの成長を皆さんに見守っていただけるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○産業振興課長 続いて生産緑地の地場野菜の普及についてご質問でございますが、現在、足立の野菜は、市場とか直売で区民の皆様方に手にとりいただいておりますが、現在区民にスーパーでも、区内の身近な農家さんから直接置いていただいているスーパーも数軒ございますので、今委員がおっしゃったように、しかしまだ不十分ということは重々認識してございますので、JA東京スマイルとも協働して、足立区のおいしい野菜を、委員がおっしゃるように、もっともっとPRをして普及させていきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。六町の方はどんどん居住者が今増えていっている地域なので、そういう人たちがより住みやすい、また住みに来たいと思うまちになるように、よろしく願います。

生産緑地の件も、野菜も販売しているところはちょっとずつ増えていっているのはわかります。つくっている場所が生産緑地も多いですし、生産されているものもいっぱいありますので、そういうのがつくっている人とか、そこら辺の近所の人とか親戚一同だけでそれを消費されるのではなく、区に住んでいるいろいろな人たちに、足立区は新鮮な野菜が食べられるまちなのだというふうなイメージになるぐらいに広がってくればと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

○会長 他に質疑はありませんか。

○委員 生産緑地の事業の件ですが、これは大変結構なことで、大いにやっていただきたいと思いますが、2点質問させていただきます。

今年度2つの農家がこれをやるというふうになっていますが、要望というか、農家の方でやりたいと

いう声はあまりないのでしょうか。それとも予算上2件に限定されているということでしょうか。

○産業振興課長 農家の方々はかねてから、平成8年から練馬区で体験型農園が開園されましたので、足立区の農家の方々も非常にかねがね研究をされて、農家さんからのご要望が強い今回の事業でございました。

今年度は2園でございますけれども、事前に認定農業者セミナーで農家さんのご希望を聞いて進めているところでございます。昨年は、順番からいって予算の範囲で2園ということで、2園開園させていただきました。今年度も予算の範囲で2園でございますが、そういう形で、劇的に増えるということとはございません。やはりまとまった生産緑地が必要でございまして、この体験型農園に合った農家さん、いわゆる高齢者で、少しご自分で生産緑地を維持していくのは厳しいと思われる農家さん、今後そんなに増える予定はないというふうに思っておりますが、昨年開園した高野ファームの方々は、お孫さんに当たる方が、この体験型農園を開設するに当たって新規就農したという新たなよいニュースもございまして、予算については農家さんのお声を聞きながら検討させていただきたいと考えております。

○委員 続けて、もう1点。練馬でずっと頑張っているのは有名ですが、横浜でもこういう話がありまして、横浜などの場合は、どちらかというとな農業者が教えるのが大変だと。制度はいいのだけれども、教えるのはとても面倒くさいというような声が結構ありましてね。自分ももちろん教えなければ、農業者という立場がおかしくなってしまうので自分ももちろん教えるのですが、誰かが教えるのを補助してくれるという状況があると、かなり可能性が高まるというふうに私は思っているのですが、そういう意味で過去に「農すくーる」を何年かやった人の中で希望者を募って教えるのを補助するという、そういう仕組みが意味はありはしないか。農業者の意見を聞いて、少しそういう議論もしてみたい

ただきたい。これは要望です。

○会長 他に質疑ございませんでしょうか。

なければ、これにて本日の議案審議は終了いたします。長時間にわたりご審議ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

○幹事 長塩会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

事務局から最後に連絡事項でございまして。

次回の都市計画審議会でございますが、本日報告事項で上げさせていただいた内容等を案件といたしまして、来年、平成25年2月14日、午前開催を予定しております。事前にまた御連絡いたしますが、繰り返しになりますが、来年25年2月14日の午前中でございます。ご出席よろしく願います。

また、今日ご出席の委員の皆様から、何かございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして第43回足立区都市計画審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりご審議を賜り、まことにありがとうございました。